

平成 22 年 8 月 30 日
中国四国産業保安監督部

電気事業法及び電気設備に関する技術基準を定める省令違反等に対する嚴重注意について

平成 22 年 8 月 30 日、中国四国産業保安監督部は、従業員の感電死亡事故が発生し、電気事業法及び電気設備に関する技術基準を定める省令違反が確認された有限会社海商に対し、嚴重に注意するとともに、再発防止を求めました。また、同社から保安管理業務を受託している電気管理技術者に対しても嚴重注意するとともに改善を求めました。

1. 当部は、平成 22 年 7 月 14 日、有限会社海商において発生した従業員の感電死亡事故について、平成 22 年 7 月 15 日、電気事業法第 107 条第 3 項に基づく立入検査を実施するとともに、電気関係報告規則に基づく事故報告書を平成 22 年 8 月 11 日に受理しました。
2. その結果、本件事故の直接原因は、シャッター非常電源装置の金属キャビネットへの漏電によるものであるが、電気設備に関する技術基準を定める省令第 10 条に規定する漏電した電気機械器具への接触等による人体への危害を防止するための接地その他の適切な措置が講じられていなかったことが確認されました。
3. また、保安規程に基づく年次点検が適切に実施されておらず、電気事業法第 42 条第 4 項に規定する保安規程遵守義務に違反していることも判明しました。
4. このため、当部は、有限会社海商及び同社より保安管理業務を受託している電気管理技術者に対して嚴重に注意するとともに、関係法令を遵守し、再発防止に万全を期すことを求めました。

本件に関する問い合わせ先
中国四国産業保安監督部 電力安全課
電話 082 - 224 - 5742